

融資商品説明書

令和6年10月1日現在

商品名	職域サポートローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">・ 次の条件をすべて満たす個人の方。<ul style="list-style-type: none">(1) 年齢が満18歳以上で安定継続した収入がある方。・ 派遣社員・パート等非正規社員の方は、安定継続した収入があると認められる方。 (年収150万円以上または、年収90万円以上で家族と同居されている方。)産前産後休業中または育児休業中の方は、休業後に復職し、安定継続した収入が見込める場合には、ご申告によりお取扱いが可能です。(2) 当金庫と「職域サポート制度」における「職域サポート契約」をご契約されている事業所に勤務される経営者・従業員（パート・アルバイト等の非正規社員の方も対象）の方。<ul style="list-style-type: none">・ 「職域サポート契約」とは、当金庫が事業所と合意のうえ、従業員等の福利厚生や取引深耕を目的として、当該事業所の従業員等に対して各種ローンの金利優遇等を行う制度です。(3) 当金庫の会員資格を有する方。<ul style="list-style-type: none">① 当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方。② 当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方。(4) 日本国籍を有する方、または永住者もしくは特別永住者で、行為能力者の方。(5) (一社)しんきん保証基金(以下、基金といいます。)の保証が受けられる方。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none">・ 申込人または申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟)が必要とする次の資金<ul style="list-style-type: none">(1) 自動車関連資金(オートバイ、自転車を含む) 購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可)、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用(2) 教育関連資金<ul style="list-style-type: none">・ 就学する学校等への納付金(最長1年分)・ 就学にかかる付帯費用(最長1年分、100万円以内)※ 申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も対象となります。(3) 住宅・リフォーム関連資金 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用 ※ 上記に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も対象となります。 (ただし、上記と合わせた申込みで100万円以内) ※ 売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も対象となります。・ 申込人が自動車関連資金、教育関連資金、住宅・リフォーム関連資金を用途として、当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む) ※ 当金庫の基金保証付ローンについては、職域サポートローン、カーライフプラン、教育プラン、リフォームプラン、無担保住宅ローン(いずれもプライムを含む)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)に限ります。 ※ 次のいずれかに該当するものは、対象とはなりません。<ul style="list-style-type: none">① 支払先が、お申込人またはその配偶者、親(配偶者の親を含む)、子が営む法人・自営業② 個人間売買による購入費用 ③ 支払済資金(前記(2)、(3)は除く)

萩山口信用金庫

(1/2)

融資商品説明書

令和6年10月1日現在

商品名	職域サポートローン
その他	<ul style="list-style-type: none">・今回の申込金額と既存の当金庫取扱分および他信用金庫取扱分を含めたしんきん保証基金保証付消費者ローンの現在残高（当座貸越の場合は貸越極度額）の合計額が3,000万円以内とします。・審査の結果ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。・ご融資利率やご返済の試算等につきましては当金庫本支店窓口にお問合せください。
ご融資金の交付	<ul style="list-style-type: none">・ご融資金は購入先等に振込となります。ただし、ご融資金の20%または50万円のいずれか大きい金額までは、当金庫が認めた場合に限り振込不要とします。
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none">・1万円以上1,000万円以内(1万円単位)。
ご返済期間	<ul style="list-style-type: none">・3ヵ月以上15年以内。最長6ヵ月間の元金返済据置(利払いのみ)ができます。
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none">・変動金利。当金庫所定の金利を適用させていただきます。・変動金利は、自金庫長期プライムレートを基準金利とします。・ご融資利率の引上げ幅または引下げ幅の算出は、毎年4月1日と10月1日を基準日として年2回行うものとし、各基準日における基準金利とその直前における基準日（借入日後、最初に到来する基準日の場合は、借入日）の基準金利の差をもってご融資利率を引上げまたは引下げるものとします。それぞれの変更後のご融資利率は、4月1日基準は6月返済分から、10月1日基準は12月返済分から適用となります。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none">・毎月、元金均等または元利均等による分割返済とします。ご融資金額の50%以内で6ヵ月ごとの増額返済(1万円単位)の併用もできます。
担保・連帯保証人	<ul style="list-style-type: none">・不要です。
保証料	<ul style="list-style-type: none">・保証料率をご融資利率に含めます。
手数料等	<ul style="list-style-type: none">・不要です。
会員	<ul style="list-style-type: none">・当金庫のご融資総額が700万円を超える場合は、会員になっていただきます。
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none">・苦情処理措置・・・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部（9時～17時、電話：083-922-2700）までお申し出ください。・紛争解決措置・・・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。

萩山口信用金庫

(2/2)